

岩手県 広域振興局長

提出者

住所 〒145-0071 東京都大田区田園調布2丁目16番5号

氏名 株式会社 大昌電子

代表取締役社長 菅谷正蔵

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

## 地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

## 1. 事業者に関する事項

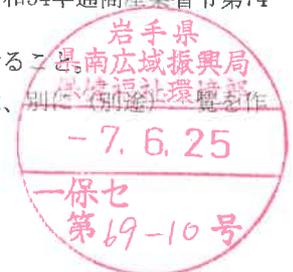
主たる工場又は事業場の名称	岩手工場	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県一関市藤沢町砂子田字宮ノ脇30	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	6,550 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

## 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
岩手工場	〒029-3403 一関市藤沢町砂子田字宮ノ脇30	6,550 kl
		kl
		kl

備考1 \*印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別紙（別途）を作成の上、添付してください。（A4）



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

2 エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(令和6)1年度						前年度比(%) 削減率	前年度比(%) 削減率	前年度比(%) 削減率
		エネルギーの使用量		換算したエネルギー使用量		E(円)	換算係数 (t/GJ)			
換算 kL	熱量 (GJ)	数値	単位	換算 GJ	単位					
化石燃料	原油(コンデンサー付)		kL			kL				
	原油(コンデンサー付)(NGL)		kL			kL				
	揮発油(ガソリン)	10.60	kL	354		kL	354	24		24
	ナフサ		kL			kL				
	灯油		kL			kL				
	灯油	1.50	kL	55		kL	55	4		4
	軽油	3.20	kL	122		kL	122	8		8
	A重油	1,423.80	kL	55,386		kL	55,386	3,919		3,919
	石炭(スチール)		t			t				
	石炭(一般)		t			t				
	石炭(一般)		t			t				
	石炭(一般)		t			t				
	液化石油ガス(LPG)		t			t				
	液化石油ガス(LPG)		t			t				
	液化天然ガス(LNG)		t			t				
	その他可燃性天然ガス		t			t				
	輸入原料炭		t			t				
	原料用		t			t				
	製造用原料用		t			t				
	一般用		t			t				
国内一般用		t			t					
輸入原料炭		t			t					
石炭(一般)		t			t					
コールセラー		t			t					
コールセラー		t			t					
高炉ガス		t			t					
発電用高炉ガス		t			t					
転炉ガス		t			t					
転炉ガス		t			t					
その他の燃料	( )									
( )										
非化石燃料	廃油		t			t				
	木材		t			t				
	木質原料		t			t				
	バイオエタノール		kL			kL				
	バイオエタノール		kL			kL				
	バイオガス		t			t				
	その他バイオマス		t			t				
	RDF		t			GJ/t				
	RPF		t			GJ/t				
	廃タイヤ		t			GJ/t				
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t				
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t				
	廃油		kL			GJ/kL				
	廃棄物ガス		t			t				
	混合燃料		t			t				
水素		t			t					
アンモニア		t			t					
その他燃料	( )									
小計①						55,016	3,956		3,956	
熱	産業用蒸気		GJ			GJ				
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ				
	温水		GJ			GJ				
	冷水		GJ			GJ				
	地熱		GJ			GJ				
	温泉熱		GJ			GJ				
	太陽熱		GJ			GJ				
	空気熱		GJ			GJ				
小計②										
電気	電気事業者(非再生可能エネルギーを含む)	22,876.00	kWh	197,649		kWh	197,649	9,196		9,196
	電気事業者(再生可能エネルギーを含む)		kWh			kWh				
	自己発電(非燃料由来を除く)		kWh			kWh				
	太陽光		kWh			kWh				
	水力		kWh			kWh				
	風力		kWh			kWh				
	その他	89.00	kWh	317		kWh	317			
小計③						197,966	9,196		9,196	
合計 ④=①+②+③						253,982	13,152		13,152	

(2) 原部換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原部換算エネルギー使用量	6,550	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

温室効果ガスの排出量		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	13,152 t-CO <sub>2</sub>
	上記以外の二酸化炭素	t-CO <sub>2</sub>
メタンの排出量		t-CO <sub>2</sub>
一酸化二酸化窒素の排出量		t-CO <sub>2</sub>
六フッ化硫黄の排出量		t-CO <sub>2</sub>
八フッ化硫黄の排出量		t-CO <sub>2</sub>
三フッ化窒素の排出量		t-CO <sub>2</sub>
合計		13,152 t-CO <sub>2</sub>

- 備考1 原部換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和64年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
- 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第136号)の第3条の規定により算定してください。
- 3 エネルギーの使用量の欄には、表内に設置している工場又は事業所並びに設備におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

## 別紙 その2

### 1 地球温暖化対策計画の達成状況

#### 【目標値の達成状況(進捗状況)】

令和6年6月に提出した計画書の目標は、エネルギー使用量を令和8年度末までに令和5年度比で3%削減する、とした。

昨年度のエネルギー使用量は6550kL、令和5年度は6885kL、4.9%の減少でした。

二酸化炭素排出量については、令和6年度は13,152t-CO<sub>2</sub>、令和5年度は15,606t-CO<sub>2</sub>でした。

東北電力の調整後排出係数の変化の影響もありますが、当工場の二酸化炭素排出量は15.7%の減少でした。

#### 【具体的な取組状況】

#### 【具体的な取り組み状況】

令和6年6月に提出した計画書の取組みへの状況は下記の通り。

##### ○省エネルギー

###### ①.電気

- ・生産計画に沿った設備稼働を継続中。コンプレッサは負荷に連動したインバーター制御を行い、軽負荷時の省エネを行う。
- ・長期連休および未生産時は、不要な空調機の停止または設定値緩和を実施。
- ・品質改善活動および生産効率改善活動による無駄遣いの排除。

###### ②.重油

- ・蒸気漏れ修理へは随時対応
- ・蒸気使用量に応じた蒸気ボイラ稼働台数の調整

##### ○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

###### ①.買電の再エネ電気プラン導入に関する検討を継続中

###### ②.PPA事業(Power Purchase Agreement:発電者と電力消費者の間で締結する「電力販売契約」)の検討を継続中

##### ○自動車利用抑制

- ①.宅配便の引取り時刻に合わせた生産計画を継続し、社有車・赤帽の使用制限を継続して行っている。

##### ○輸送の合理化

- ①.生産状況に応じたトラック輸送頻度調整の継続

### 2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

#### ①.工場天窗への遮光幕設置

#### ②.製品歩留り改善によるエネルギーの無駄遣い削減

不良品減少により、再加工が減少、よって使用するエネルギーが削減された。